遠藤　隆之　鈴木　克彦　土屋　忠敬
深澤　靜秋　福家　恒一　古谷　芳郎
瑞宝双光章を授けられる（各通）
岩永　光義
瑞宝単光章を授けられる（以上三月四日）
（和歌山大学名誉教授）　貴志　一男
瑞宝中綬章を授けられる
大穂　隆弘
瑞宝小綬章を授けられる
内田　進　小森田　大　杉本　八朗
寺尾　隆　早川　円淨　山越　洋司
漁野　拓壽
瑞宝双光章を授けられる（各通）
小高　清隆
瑞宝単光章を授けられる（以上三月五日）
加藤　作治　川野　正輝　橋本　賢二
瑞宝双光章を授けられる（各通）
小出　泰弘　塩田　幸久
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上三月六日）
鈴木俊太郎　野田　拓之
瑞宝双光章を授けられる（各通）
増田　弘光
瑞宝単光章を授けられる（以上三月七日）
大谷　博美
瑞宝小綬章を授けられる
加藤　幹雄
瑞宝双光章を授けられる
竹内　稔
瑞宝単光章を授けられる（以上三月八日）
（二等空曹）　聞間　祐太
（三等空尉）　白鳥　博己
（一等空曹）　米澤　鉄平
（准空尉）　渡貫　郁夫
旭日単光章を授けられる（各通）（二十八年四月六日）
（海上保安官）　内海　昭治
旭日単光章を授けられる（二十八年八月二十一日）

○勲章

双光章　大久保　昇
勲章褫奪令第一条第一項により平成二十六年十二月二十六日勲章を褫奪された

○褒章

大久保　昇
勲章褫奪令第一条第一項及び第六条により平成二十六年十二月二十六日紺綬褒章を褫奪された

褒賞

皇室事項

歓迎行事

天皇皇后両陛下は、四月五日午前九時二十一分、皇居において行われたスペイン国国王陛下及び同王妃陛下の歓迎行事に御臨場になった。

御会見

天皇皇后両陛下は、四月五日午前九時三十八分、宮中において、スペイン国国王陛下及び同王妃陛下と御会見になった。

宮中晩さん

天皇皇后両陛下は、四月五日午後七時四分、スペイン国国王陛下及び同王妃陛下のため、宮中晩さんをお催しになった。

官庁報告

法　務

公証人任免

甲府地方法務局所属公証人山田信二は願により公証人を免ぜられた。

熊本地方法務局所属公証人福井勝彦は願により公証人を免ぜられた。

岩津郁は公証人に任命され、熊本地方法務局所属公証人福井勝彦の後任を命ぜられた。（以上四月一日）（法務省）

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、愛知労働局の関係事業主を代表する者林正敏の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第2項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成29年4月11日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、愛知労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書2部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成29年4月25日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　愛知労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　　印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（2以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成二十九年四月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一、事業計画が定められた年月日　平成二十九年三月三十一日

二、調査の種類　都市部官民境界基本調査及び山村境界基本調査

三、調査を実施する者の名称　国土交通省

四、調査地域（都市部官民境界基本調査）

宮城県　白石市
山形県　上山市
埼玉県　ふじみ野市
千葉県　勝浦市
神奈川県　茅ヶ崎市、相模原市
静岡県　熱海市、焼津市
岐阜県　多治見市
愛知県　岡崎市、碧南市、蟹江町
三重県　津市
奈良県　上牧町
大分県　大分市

五、調査地域（山村境界基本調査）

岩手県　大槌町
富山県　小矢部市、入善町
静岡県　静岡市
島根県　益田市、吉賀町
徳島県　那賀町
愛媛県　四国中央市
鹿児島県　大和村、宇検村

六、調査期間　平成二十九年度

公　告

諸事項

工場財団

東京都港区六本木三丁目3番23―701号**田口研吾**の工場財団に茨城県鹿嶋市大字粟生字大ノ防2246番地1ネオユニバース発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年4月11日

水戸地方法務局鹿嶋支局

東京都港区赤坂九丁目7番7号パーク・レジデンシィズ・アット・ザ・リッツ・カールトン東京2605**堤健朗**の工場財団に茨城県鹿嶋市大字粟生字大ノ防2245番地、2246番地1鹿嶋発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年4月11日

水戸地方法務局鹿嶋支局

東京都世田谷区駒沢一丁目2番33号駒沢ガーデンハウスA―302**木下浩太郎**の工場財団に千葉県いすみ市下原字西七々味**噌**699番地1、702番地1、703番地1西七々味**噌**太陽光発電所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年4月11日

千葉地方法務局いすみ出張所